

「国と地方の協議」(平成30年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	30105	特区名	さがみロボット産業特区
提案事項名	介護保険法における介護保険特定福祉用具導入時の、地方自治体が独自に設けた補助制度との併用について 介護保険法で規定する介護保険特定福祉用具(介護保険法第44条)の対象となった生活支援ロボットについて、一般的に導入費用が高額であることから、地方自治体が一般財源で独自に設けた補助制度との併用を例外的に認めていただきたい。		
提案事項の具体的な内容			
政策課題とその解決策	<p>本特区では、人口減少と超高齢社会の到来によるあらゆる分野での人手不足対策による、県民が直面する身体的・精神的負担等を軽減するために、生活支援ロボットが活用される「ロボットと共生する社会」の実現を目指しており、そのためには、生活支援ロボットの導入を進めることが重要である。</p> <p>本提案が認められることにより、導入費用がこれまでより低減されることにより普及が促され、その結果、市場が拡大し、製品価格が低減する好循環が発生し、介護分野での生活支援ロボットの普及が進むことで、本特区の目的の実現につながっていくこととなると考えている。</p>		
担当省庁の対応	D:現行法令で対応可能	担当省庁名	厚生労働省
担当課名	老健局高齢者支援課		
規制法令等	—		
規制等の趣旨	—		
国と地方の協議 1回目 見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>担当省庁の見解 介護保険給付と一般財源による補助の併用についての禁止規定はなく、差し支えない。</p>		
実施時期	—	スケジュール	—
指定自治体の回答	a:了解	書面協議(2回目)の希望	希望しない
理由等	提案事項について、制度を所管する厚生労働省から現行法令で対応可能と回答を得られたため。		
内閣府整理	iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの		
コメント	厚生労働省より、提案の内容について現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体は了解しているため、協議を終了する。		